



発行 東京都

目次

103

訓令

○東京都電子情報処理規程の一部改正……………（戦略政策情報推進本部ICT推進部企画課）…

訓令（教）

○東京都教育委員会電子情報処理規程の一部改正……………

訓令（選）

○東京都選挙管理委員会電子情報処理規程の一部改正……………

訓令（人）

○東京都人事委員会電子情報処理規程の一部改正……………

訓令（監）

○東京都監査委員電子情報処理規程の一部改正……………

規程（文）

○東京都交通局電子情報処理規程の一部を改正する規程……………

規程（水）

○東京都水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程……………

規程（下水）

○東京都下水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程……………

訓令

●東京都訓令第三十五号

東京都電子情報処理規程（平成三年訓令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。
令和二年十月十五日

東京都知事 小池百合子

庁 中 一 般
支 業 所 庁
事 業 所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

第九条の二中「知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年東京都規則第三百一号）」を「知事又はこれに置かれる機関の所管する手続等に関し、東京デジタルファースト条例施行規則（令和二年東京都規則第四百四十六号）に改め、同条第一号中「、同条第四項」を削り、「第五条第一項」を「第八条第一項」に、「知事」を「都の機関等」に改め、同条第二号中「第四条第二項」の下に「ただし書」を加え、「知事」を「都の機関等」に改め、同号に次のように加える。

（三） 都の機関等が申請等をする場合において、第二条第六号の情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うこと。

三 規則第八条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、都の機関等が行つた処分通知等の真正性を確認できる措置であつて、戦略政策情報推進本部長が別に定める方法によること又は都の機関等に対して処分通知等を行う場合において、第二条第六号の情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。

第九条の二第四号中「知事」を「都の機関等」に、「別途」を「別に」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 規則第十二条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、作成等を行う場合において、第二条第六号の情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。

附則
この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

訓令(教)

●東京都教育委員会訓令第十八号

- 教 育 庁
- 教 育 事 務 所
- 教 育 庁 出 張 所
- 事 業 所
- 都 立 高 等 学 校
- 都 立 中 等 教 育 学 校
- 都 立 特 別 支 援 学 校
- 都 立 中 学 校

東京都教育委員会電子情報処理規程(平成八年東京都教育委員会訓令第十六号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月十五日

東京都教育委員会

第二条第九号中「東京都教育委員会」の下に「(以下「教育委員会」という。)」を加える。

第七条の二中「東京都教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年東京都教育委員会規則第五十五号)」を「教育委員会の所管する手続等に関し、東京デジタルファースト条例施行規則(令和二年東京都規則第四百十六号)に改め、同条第一号中「、同条第四項及び第五條第一項」を「又は第八條第一項」に、「教育委員会」を「都の機関等」に改め、同条第二号中「第四條第二項」の下に「ただし書」を加え、「教育委員会」を「都の機関等」に、「申請等をする者の識別番号及び暗証番号を入力する」を「次のいずれかを行う」に改め、同号に次のように加える。

(一) 申請等をする者の識別番号及び暗証番号を入力すること。

(二) 教育委員会が記録している申請等をする者しか知り得ない事項その他の当該申請等をする者を特定するために必要な事項を入力すること。

(三) 教育委員会が申請等をする場合において、第二条第四号の情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うこと。

第七条の二第三号を次のように改める。

三 規則第八條第二項に規定する都の機関等の定める方法は、教育委員会が行つた処分通知等の真正性を確認できる措置であつて、教育長が別に定める方法によること又は都の機関等に対して処分通知等を行う場合において、第二条第四号の情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。

第七条の二第四号中「前三号」を「前各号」に、「教育委員会」を「都の機関等」に、「別途」を「別に」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 規則第十二條第二項に規定する都の機関等の定める方法は、作成等を行う場合において、第二条第四号の情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。

第十八條第二項中「東京都教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「教育委員会」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

訓令(選)

●東京都選挙管理委員会訓令第四号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会電子情報処理規程(平成二十年東京都選挙管理委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月十五日

東京都選挙管理委員会

第九条中「東京都選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年東京都選挙管理委員会告示第九号。以下「規程」を「東京都選挙管理委員会の所管する手続等」とし、東京デジタルファースト条例施行規則（令和二年東京都規則第四百十六号。以下「規則」に改め、同条第一号中「規程」を「規則」に、「若しくは第四項又は第五条第一項」を「又は第八条第一項」に、「委員会」を「都の機関等」に改め、同条第二号中「規程第四条第二項」を「規則第四条第二項ただし書」に、「委員会」を「都の機関等」に、「申請等をする者の識別番号及び暗証番号を入力する」を「次のいずれかを行う」に改め、同号に次のように加える。

(一) 申請等をする者の識別番号及び暗証番号を入力すること。

(二) 東京都選挙管理委員会が記録している申請等をする者しか知り得ない事項その他の当該申請等をする者を特定するために必要な事項を入力すること。

(三) 東京都選挙管理委員会が申請等をする場合において、第二条第三号の情報処理システムであって、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うこと。

第九条第三号を次のように改める。

三 規則第八条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、東京都選挙管理委員会が行った処分通知等の真正性を確認できる措置であって、事務局長が別に定める方法によること又は都の機関等に対して処分通知等を行う場合において、第二条第三号の情報処理システムであって、行政手続等を電子情報処理するためのシ

ステムを使用して行うことをいう。
 第九条第四号中「前三号」を「前各号」に、「規程」を「規則」に、「委員会」を「都の機関等」に、「別途」を「別に」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 規則第十二条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、作成等を行う場合において、第二条第三号の情報処理システムであって、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

訓令(人)

●東京都人事委員会訓令第三号

東京都人事委員会事務局

東京都人事委員会電子情報処理規程（平成二十八年東京都人事委員会訓令第七号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月十五日

東京都人事委員会委員長 青山 侑

第十条中「東京都人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年東京都人事委員会規則第十四号）を「東京都人事委員会の所管する手続等」とし、東京デジタルファースト条例施行規則（令和二年東京都規則第四百十六号）に改め、同条第一号中「、同条第四項及び第五条第一項」を「又は第八条第一項」に、「委員会」を「都の機関等」に、「ところは」を「ところとは」に改め、同条第二号中「第四条第二項」を「第四条第二項ただし書」に、「委員会」を「都の機関

等」に、「申請等をする者の識別番号及び暗証番号を入力する」を「次のいずれかを行う」に改め、同号に次のように加える。

(一) 申請等をする者の識別番号及び暗証番号を入力すること。

(二) 東京都人事委員会が記録している申請等をする者しか知り得ない事項その他の当該申請等をする者を特定するために必要な事項を入力すること。

(三) 東京都人事委員会が申請等をする場合において、第二条第四号の情報処理システムであって、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うこと。

第十条第三号を次のように改める。

三 規則第八条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、東京都人事委員会が行った処分通知等の真正性を確認できる措置であって、局長が別に定める方法によること又は都の機関等に対して処分通知等を行う場合において、第二条第四号の情報処理システムであって、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。

第十条第四号中「前三号」を「前各号」に、「委員会」を「都の機関等」に、「別途」を「別に」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 規則第十二条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、作成等を行う場合において、第二条第四号の情報処理システムであって、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。

附則

第十一条第三号を次のように改める。

三 規則第八条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、局が行った処分通知等の真正性を確認できる措置であつて、総務部長が別に定める方法によること又は都の機関等に対して処分通知等を行う場合において、第二条第四号の情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。

第十一条第四号中「前三号」を「前各号」に、「技術の利用に関する規程において局長」を「規則において都の機関等」に、「別途」を「別に」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 規則第十二条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、作成等を行う場合において、第二条第四号の情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

規 程 (水)

●東京都水道局管理規程第二十五号

東京都水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月十五日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都水道局電子情報処理規程 (平成二十年東京都水道

局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に改める。
第八条の次に次の一条を加える。

(行政手続等における電子情報処理)

第八条の二 局の所管する手続に関し、東京デジタルファースト条例施行規則(令和二年東京都規則第四百十六号。以下「規則」という。)の施行については、特別の定めがあるものを除くほか、次に定めるところによる。

一 規則第四条第一項又は第八条第一項に規定する都の機関等の定めるところとは、局長が定める様式、手順、方法をいう。

二 規則第四条第二項ただし書に規定する都の機関等の定める方法は、次のいずれかを行うことをいう。

(一) 申請等をする者の識別番号及び暗証番号を入力すること。

(二) 局が記録している申請等をする者しか知り得ない事項その他の当該申請等をする者を特定するために必要な事項を入力すること。

(三) 局が申請等をする場合において、第二条第五号の情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うこと。

三 規則第八条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、局が行った処分通知等の真正性を確認できる措置であつて、局長が別に定める方法によること又は都の機関等に対して処分通知等を行う場合において、第二条第五号の情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。

四 規則第十二条第二項に規定する都の機関等の定める

方法は、作成等を行う場合において、第二条第五号の情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。

五 前各号に定めるもののほか、規則において都の機関等が定めることとしているものは、局長が別に定めるものとする。

第九条第二項中「第二条第十三号」を「第二条第十四号」に改める。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第九条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

規 程 (下水)

●東京都下水道局管理規程第二十九号

東京都下水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月十五日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局電子情報処理規程 (平成十九年東京都下水道局管理規程第二十号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「東京都下水道局長の所管する行政手続等に関する情報通信の技術の利用に関する規程 (平成十六年東

京都下水道局管理規程第四十五号)を「東京都下水道局長 (以下「局長」という。)の所管する手続等に関し、東京デジタルファースト条例施行規則 (令和二年東京都規則第

百四十六号」に、「本条において「規程」を「規則」に改め、同条第一号中「規程」を「規則」に、「同条第四項及び第五条第一項」を「又は第八条第一項」に、「局長」を「都の機関等」に、「別に」を「局長が」に改め、同条第二号中「規程第四条第二項」を「規則第四条第二項ただし書」に、「局長」を「都の機関等」に、「申請等をする者の識別番号及び暗証番号を入力する」を「次のいずれかを行う」に改め、同号に次のように加える。

(一) 申請等をする者の識別番号及び暗証番号を入力すること。

(二) 局が記録している申請等をする者しか知り得ない事項その他の当該申請等をする者を特定するために必要な事項を入力すること。

(三) 局が申請等をする場合において、第二条第四号の情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うこと。

第十三条第三号を次のように改める。

三 規則第八条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、局が行つた処分通知等の真正性を確認できる措置であつて、局長が別に定める方法によること又は都の機関等に対して処分通知を行う場合において、第二条第四号の情報処理システムであつて、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことをいう。

第十三条に次の二号を加える。

四 規則第十二条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、作成等を行う場合において、第二条第四号の情報処理システムを使用して行うことをいう。

五 前各号に定めるもののほか、規則において都の機関等が定めることとしているものは、局長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十三条第二号の改正規定（「申請等をする者の識別番号及び暗証番号を入力する」を「次のいずれかを行う」に改める部分並びに同号(一)及び(二)に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

